

1・2 新たな外航海運政策の構築に向けた取り組み

当協会は、平成 26(2014)年 4 月、日本海事センターや学識経験者等関係者の協力を得て、経済安全保障の確保に加え、海洋をめぐる環境変化および諸外国の海運政策の最新動向等も踏まえながら、新たな外航海運政策の早期実現に向けた検討を進めるべく、「新外航海運政策勉強会」を立ち上げた。その背景には、わが国の国民の生活および多種多様な産業を支える重要なインフラであるわが国外航海運が、世界単一市場において諸外国の海運企業と伍していくためには、国際競争条件の同等化が最低限必要であるが、わが国のトン数標準税制、船舶の特別償却制度、圧縮記帳制度等の海運税制をはじめとする現行海運政策は、諸外国と同等とは言えない状況にあり、わが国外航海運産業の将来が懸念されていることがある。

当協会は、4 月、6 月、7 月の 3 回の勉強会を経て、7 月下旬に中間的に提言を取り纏めた。その後、10 月に開催した第 4 回勉強会において、平成 27(2015)年 6 月頃の最終取り纏めに向けた検討の進め方として、①オピニオンリーダーからの意見聴取、②欧州・アジアの主要海運国における調査、を通じ提言の作成作業を継続することを確認した。同勉強会での確認に基づき、平成 26(2014)年 11 月から翌年 2 月にかけて主要メディアの論説委員等に中間取り纏めについての意見聴取を行うとともに、平成 27(2015)年 3 月には、小野理事長他が欧州の主要海運国(英国、オランダ、デンマーク、ドイツおよび EU)、鈴木副会長他がアジアの主要海運国(シンガポール、台湾および香港)の海事当局や船主協会等をそれぞれ訪問し、トン数標準税制等の主要外航海運政策の立案の背景や最新動向等を把握すべく、現地・文献調査を実施した。